



## 働き方改革及びSDGsの推進に関する連携協定書

尾張旭市(以下「甲」という。)及びリコージャパン株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、働き方改革及びSDGsを推進するため、以下のとおり、働き方改革及びSDGsの推進に関する連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携しながら、甲の業務改善に資する取組を行うことにより、働き方改革を効果的に推進するとともに、SDGsの普及啓発及び達成に向けた取組の実施により、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 職場環境改善の推進に関すること。
- (2) ICT利活用による市民サービスの向上に関すること。
- (3) SDGsの普及啓発及び達成に向けた取組に関すること。
- (4) その他両者が必要と認めること。

### (定期協議)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

### (守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

### (協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。なお、当該変更は甲及び乙が署名又は記名押印した書面をもって行うものとする。

### (協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲及び乙で協議が整った場合は、さらに2年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

### (協定の解約)

第7条 本協定を継続できない事情が発生したときは、甲及び乙で協議の上、本協定を解約することができる。

### (協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲及び乙が署名又は記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年2月7日

甲 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
尾張旭市

代表者 尾張旭市長 森

和 実



乙 東京都港区芝三丁目8番2号  
リコージャパン株式会社  
代表取締役  
社長執行役員 坂主智弘

